

平成17年8月2日

骨子案（5）の表現について

岡 村 勲

骨子案（5）の各所において、「教示」という言葉が使われていますが、これは上から下に向かってものを言っているようであり、不適切と考えます。そこで、以下のように改めるよう提案させていただきます。

- 1 3 p 下から13行目
4 p 下から6行目
5 p 上から13行目
の「教示」を「説明」に改める。

- 2 4 p 上から5行目
の「教示等」を「情報提供等」に改める。

平成 17 年 7 月 30 日

意見

岡 村 勲

犯罪被害者等基本計画案（骨子）第 6 について

36 頁 【今後講じていく施策】

（ 1 ） ア 犯罪被害者等施策推進会議を「活用し」となっていますが、推進会議は、施策を推進する最高機関で、活用する主体がありませんから、「活用し」は、おかしいと思います。

よい言葉が見つかりませんが、「犯罪被害者等施策推進会議のもとで」というのはどうでしょうか。

イ以下にも活用しという言葉が出ますが、これについても適当な言葉がないのかな、と思います。

平成17年8月2日

犯罪被害者等基本計画〔骨子〕(案) に対する意見について

岡 村 勲

第1 犯罪被害者等基本計画〔骨子〕(案)について、以下のように修正すべきである。

【36p以下の今後講じていく施策】

(2)ア

修正前の文言 窓口となる部局及び体制を確認する。
修正後の文言 窓口となる部局の**設置など体制を整備するよう
勧告する。**

修正理由： 単なる確認だけでなくもっと積極的な働きかけが必要である。

(6)イ

修正前の文言 効果についての評価を実施し、基本計画及び・
. . . .
修正後の文言 効果についての評価を実施し、**その結果を**基本
計画及び・

(7)

**第24条2項2号と内閣府との関係が不明確であり、また、文章が難し
すぎ、一般人に理解しがたいので、分かりやすくして頂きたい。**

第2 犯罪被害者等基本計画〔骨子〕(案)に関し、内閣府において以
下の疑問にお答え頂きたい。

【36p以下の今後講じていく施策】

(6)ア

ここで言う「施策・事業」とは具体的には何を言うのか明らかにして頂
きたい。また、これと24条2項2号との関係についてもご説明頂きたい。